

令和4年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月16日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 櫻井 豊
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁
代表監査委員 関 淳		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時49分

(午後1時30分 開議)

議長（田中三江君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

定足数に達しておりますので、これから本日9月16日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第44号～日程第19 認定第9号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてから、日程第19 認定第9号 令和3年度立科町下水道事業会計決算認定についてまでの19件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び決算特別委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森澤文王総務経済常任委員長。登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） それでは、総務経済常任委員会より、審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和4年9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は、次のとおりです。

（1）議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第45号 立科町温泉条例制定について。

使用料及び許可手続等について説明を受け、現地視察も行き、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第46号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第47号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算(第6号)について。

歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入については、【19款】繰入金では、前年度繰越金及び普通交付税の額確定により、財政調整基金繰入金を皆減したとの説明を受けました。

歳出については、【2款】総務費では、1項総務管理費のうち、庁舎管理経費の庁舎照明器具LED化工事について、CO₂や消費電力の削減効果等の説明を受け、企画一般経費は今後のDX推進スケジュール及び業務改革に活用するための町内業務量調査の分析を行うツールであること。移住・定住推進経費では、移住者向け長期滞在住宅整備における資材費の高騰とエアコン設置による交通費の増額。ふるさと寄附金事業経費では、広告のPR方法、時期、効果について説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、1項農業費は、中山間地域農業直接支払事業経費の集落協定内面積の増加及び減少による交付金の補正であり、2項林業費では、林業振興経費の町有林補償伐採の内容について説明を受け、現地視察も行い、【1款】議会費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(田中三江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[(なし) の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、今井 清社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番(今井 清君) 6番、今井清です。

それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和4年9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算(第6号)について。

歳出については、【3款】民生費のうち、1項社会福祉1目社会福祉総務費、社会福祉一般経費では、民生児童委員退任者13名に対する記念品等の増額補正、国民健康

保険特別会計繰出金は、保険証等から性別欄を削除するためのシステム改修に対する増額補正、老人福祉センター管理経費では、床暖房制御機器及び床暖房用ポンプの更新工事に伴う増額補正、2項児童福祉費2目子育て支援費及び3目保育所費では、過疎対策事業債を財源として、児童館及び保育園の照明器具LED化工事を行うための増額補正、3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費では、正規職員の退職に伴う減額補正、3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費では、正規職員退職による会計年度任用職員の報酬等の増額補正、3目高齢者施設費では、高齢者生きがいセンターの廊下排煙窓開閉装置更新工事及び床暖房用不凍循環液の交換に伴う増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費2目予防費では、子宮頸がんワクチン接種対象者の拡大に伴うワクチン接種経費の増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費1目道路維持では、公共工事残土置き場からの残土搬出工事に係る増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費2目事務局費では、オレゴン市姉妹都市親善大使兼ALT入国に係る旅費の増額補正との説明を受け、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）を含め、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第49号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第50号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

歳入について、【8款】繰入金2項基金繰入金では、令和3年度決算額確定により、基金繰入が不要となったことによる減額補正との説明を受けました。

歳出について、【1款】総務費1項総務管理費では、介護職員等処遇改善等の介護報酬改定に伴うシステム改修の増額補正、【4款】基金積立金1項基金積立金では、令和3年度決算額確定により積立金の増額補正、【5款】諸支出金1項償還金及び還付加算金では、令和3年度の国県負担金等の返還金の増額補正であり、返還先は国県及び支払基金であること、またその内訳についての説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第51号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について。

支出のうち、【1款】水道事業費用1項営業費用では、外倉地区消火栓更新工事について、自動車で消火栓が倒された復旧との説明を受け、減案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長（田中三江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、今井 清決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。

それでは、決算特別委員会の審査報告を申し上げます。1の付託案件の審査につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和4年9月5日付で付託された標記案件を審査するため、9月13日及び9月14日に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は、次のとおりです。

（1）議案第52号 令和3年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第53号 令和3年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）認定第1号 令和3年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、町税はじめ各款・項・目について、収入の内訳や収入未済額、不納欠損の状況など詳細な説明を受けました。町税、財産収入及び使用料の徴収については、コロナ禍で訪問徴収等が困難な状況である中、徴収努力は認められましたが、効率的で友好的な徴収体制を整え、自主財源の確保についてより一層の努力を求めました。

歳出では、会計年度任用職員の雇用状況、職員の超過勤務の状況、電算共同化の対応状況、移住・定住施策の推進状況、タテシナソンの事業効果、権現の湯の施設の状況、地域交通対策の取組状況、福祉医療費の窓口負担の状況、中山間地域農業直接支払事業の取組状況、森林環境譲与税活用の意向調査の状況、観光宣伝の委託の状況、道路や河川の整備状況、ごみ減量化の取組状況、コロナ禍における各種社会教育事業の状況、たてしな保育園の登降管理の状況等の説明のほか、各款における不用額の状況、実施した各事業の詳細な内容説明を受けました。

歳入歳出ともに、適正な予算執行を認め、全会一致で認定しました。

（4）認定第2号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、国民健康保険税の滞納者の状況について説明を受けました。歳出では、保険証や資格証明書の交付状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

(5) 認定第3号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢者医療保険料の滞納の状況、普通徴収及び特別徴収の状況について説明を受け、賛成多数で認定しました。

(6) 認定第4号 令和3年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、介護保険料改定の影響や滞納者の状況について説明を受け、歳出では各種サービス給付費増減の状況、介護予防事業の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

(7) 認定第5号 令和3年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

指定管理者納付金の内訳、指定管理に移行した効果、ICゲート導入の効果などについて説明を受け、全会一致で認定しました。

(8) 認定第6号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について。

借入金の償還及び利子の償還が令和3年度末で終了することから本会計は令和3年度をもって廃止されること、令和3年度末収入未済額1,817万6,093円は今後一般会計で収入すること、またその該当人数についての説明を受け、全会一致で認定しました。

(9) 認定第7号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の未収金の状況、滞納者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

(10) 認定第8号 令和3年度立科町水道事業会計決算認定について。

水道事業の排水量、有収水量の増減状況、自動検針の今後の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

(11) 認定第9号 令和3年度立科町下水道事業会計決算認定について。

上水道との一本化はまだその段階にないこと、有収水量の増の理由等について説明を受け、全会一致で認定しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長（田中三江君） これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言は許します。反対討論はありますか。7番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、議案第45号 立科町温泉条例の制定について、反対の立場で

討論をします。

この条例は、民間会社から樽ヶ沢温泉の活用を申し込まれ、使用料を徴収する必要が生じたため制定しようとして、今議会に上程されたものです。町が活用し切れなかった温泉を、民間会社からの利用申入れで資源の活用がされるという点では賛成するものであります。

私の反対の理由は、この条例制定の過程にあります。何といたっても工事先行で様々な条件が決められる前に工事が始まっていることに、大きな違和感があります。町は全員協議会で十分説明したといいますが、経過をたどってみますと、この件が最初に出されたのは令和3年6月14日の全協でした。

2月にホテルより、本館改築改修に合わせ樽ヶ沢温泉からパイプラインでお湯を引き込みたいこと。二方向、二つの方向から2階部分に直結する高架橋ペDESTリアンデッキを作り、ホテル宿泊客でない別荘などの一般客にも日帰り温泉が楽しめるように改築したいとのことで、私は費用負担を誰がするのかと確認したことを覚えています。改築に合わせてホテル前の町道もS字形線形を直線的に改修してほしい旨の要望があったことが報告されました。

また、9月の議会では辺地総合整備計画の変更があり、町道白樺湖大門峠線の道路整備事業が追加されましたが、温泉の話はありませんでした。非常にスピーディー、迅速に事が運ぶので驚いたことを覚えています。

令和4年の4月全協でその後の経過報告があり、ホテルがお湯を引き込むパイプを、県道敷のNTTの空間を利用して埋設する方向で検討協議を進めていること、その進捗を見て町は具体化を進めたいとの報告でした。

7月全協では、ホテルが県との協議が6月下旬に整ったということで、配管布設工事に着手することとなったというお話で、温泉施設の配置図が示され、7月1日には既に町有地部分の賃貸借契約を結んだことが報告され、具体的なルールを9月議会で定めるということが初めて出ました。使用量500万円が示されたところです。

5月31日には、既に県に意見書を出して工事を先行させるということについては、6月の全協では説明がなく最近の新聞報道で知ったところです。違和感を感じたのは、私だけではありません。他の多くの議員も具体的なことが決まらないうちから工事のゴーサインを出していいのかという、違和感ではなかったでしょうか。

議会に説明がなかったことも同様です。町有地の占用許可も、本来は条例可決後でなければされてはいけないのではないのでしょうか。全員協議会では、進捗状況の報告確認がされるだけで決めたことにはなりません。確かな条例制定があってこそ温泉の利活用が定まるものと心得ています。

温泉活用の話があった令和3年2月から現在までに、条例制定の時間は十分あったと考えます。肝心なことを決めないで工事着工を先行させるのは、条例規則に基づいて事務を執行しなければならない町行政にとっては致命的ではないのでしょうか。

審議の中で町は、県道の掘削許可への意見書と町の条例制定とは直接関係がないから進めたとする認識ですが、その背景には議会は反対しないだろうとの予測があったと感じます。私たち議員には具体的には決まらないうちとはいって、年間使用量の500万円については口止めをしておきながら、工事のゴーサインには黙って進める。おかしなダブルスタンダードです。

町の仕事は条例に基づいて進められる原則を逸脱してはいませんか。その進め方に違和感があり反対をいたします。

以上、1点目が反対の主な理由ですが、同ホテルが町の大事な事業主であることは認めますが、同会社から言われるとすぐに応じて計画をつくり道路改修に着手したことや、町のテニスコートを条例変更しないまま従業員などの駐車場に提供していたこと、条例を定める前に工事着工のゴーサインを出していたことなど、あまりにも便宜を図っていることは他の政策展開のスピードと比べると明らかです。

町外に通学する高校生の足の確保については、もう何十年来未解決のまま不便なままです。こうした一連の動きは町民にどう受け取られるでしょうか。行政への不信を招かなければいいかと懸念しております。

以上、経過を振り返り、条例制定までの経過を明らかにして、問題があったのではないかとの観点で、あえて反対といたします。

また、審議の中で条例には他の分湯希望者への配慮についての規定がないため、条例に盛り込むべきではとの指摘がありました。他の業者にお湯を分けるときには町が介在せずにホテルと希望者との契約になり、町はとにかく500万円を抑え収めてもらえばよいとの考えが明らかとなりました。

しかし、採取施設パイプライン敷設も全てホテルが負担するということで、温泉という町のお宝資源をホテルが独占する危惧も議会で指摘されました。分湯希望者が適正価格で利用できるよう町との事前相談を、ホテルとの契約書にはぜひ記載することが必要ではないかと考えます。申し添えておきます。

以上、討論といたします。

次に、認定第3号 後期高齢者医療特別会計決算についても反対します。

この制度は、75歳以上の高齢者だけを抜き出し、保険料の全体に占める割合を2年ごとに1%ずつ増やす仕組みで、令和3年度ではコロナ禍もあり保険料率の変更は据え置かれました。決算を見ると、被保険者数は平均で1,305人、見込みは1,286人でしたから、見込みより多かったこととなります。高齢化が予測より進んでいることが分かります。

また1人当たりの医療費は5万3,529円で前年比より2万3,000円多くなり、入院や歯科が多くなり、訪問介護、調剤ではマイナスとなったそうです。以前、制度の発足時には、子供の扶養になっていた方を対象とした保険料の9割軽減はだんだん減らされ、令和3年度は7割軽減となりました。

対象者の5分の1にもなります5割、2割など軽減者は合計で946人で、加入者の72%にもなります。経済基盤の弱い高齢者から天引きで保険料を徴収され、普通徴収は284名でしたが、その中でも元年度で2名、12万8,200円の滞納が生じました。そのうちの一人は7割軽減者です。わずかな年金は毎年目減りし、3年度10月からは消費税が10%に上がり、高齢者の暮らしの厳しいことが伺えます。

軽減制度が改訂されるたびに、町独自で救済する支援制度の創設を訴えてまいりましたが、町は応じませんでした。救いは対象者全員に保険証が渡っていること、このことが救いです。高齢者の支援策に乏しく、高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止すべきであると考えています。特に今年の10月から一定所得以上の方が2割負担となり、約2割の人が負担が倍加します。中止すべきです。

以上、反対討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。10番、滝沢寿美雄君、登壇の上、願います。

〈10番 滝沢寿美雄君 登壇〉

10番（滝沢寿美雄君） ちょっと息苦しいのでマスク外します。10番、滝沢寿美雄。

今議会に提出をされております19全ての議案・認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

中でも、所管であります議案第45号 立科町温泉条例制定について、賛成討論をいたします。

この条例は、立科町が所有する温泉の適正な維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とするものであります。この蓼科樽ヶ沢温泉は60数年前に発掘をし、いろいろと利用されておりましたが、近年では近くのホテルなどが車で運んで利用しておりましたが、長らく有効利用はされておませんでした。

泉質は明礬炭酸塩、俗に言います硫酸塩泉でありまして、大変効能の高い温泉であります。この大事な立科町の天然資源を立科町の収入の一部にしようということは当たり前なことなのでありまして、将来にわたって1事業者毎分70リットルまで年間500万円という内容で、大きな財源になり得るわけであります。

先ほど、条例制定前にこの温泉に関連する意見書が県に提出されており、順番が違うという意見もございました。これは私は違うと思います。この意見書は県道の敷地内の工事に関しまして公益上支障がないという意見書でありまして、この条例に関連するものではありません。また、企業が給湯用の配管をしている拙速ではないかということではありますが、本来企業というのは自己責任において先行投資は当たり前のこ

とであります。

町はそのような町内企業に対し公益的な考えの下、できる応援はしてあげてもおかしくはないと思います。天然温泉のある大きな観光施設が新築され、蓼科高原は大きく変わると感じざるを得ません。集客効果は絶大で、蓼科高原そして白樺湖地区に大きな影響を与えていると思っております。この条例はこれからの蓼科高原の発展に関わる大きな意味のある条例であると考え、私は賛成をいたします。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありますか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算に賛成討論をいたします。

令和3年度はコロナ感染症が一段と猛威を振るい、立科町でも感染者が出て一層緊迫した状況が生まれました。その中で、町政はコロナワクチン接種、事業者支援など、国の臨時交付金を活用して様々な政策を展開しました。また台風19号の復旧の終わらないうちに、夏の集中豪雨による被害も加わり、その被災回復にも大きな力を注ぎました。理事者、町職員の皆さんの昼夜を分かたぬ大奮闘に対し、まず心から敬意と感謝を表わします。本当にお疲れさまでした。

歳入では、国からのコロナ対策の臨時交付金が何度となく生まれ、支援事業も組みました。歳出について申し上げます。

1点目、コロナ対策です。子育て家庭、町民の消費支援、事業者支援、学生など多岐にわたる住民への支援事業を評価し、事業者などから助かったと喜ばれていることをお伝えします。一層きめ細やかな事業展開を期待します。

2点目、職員の労働環境についてです。年度当初に、職員の不幸な事故が起きました。これをきっかけに職員の労働時間が自動的に把握できる機器を導入し、その結果も審査の中で明らかとなりました。豪雨での被災があり、また既設ごと課ごとに業務量の変動が大きいこともあり、残業時間がなかなか減らないことも明らかです。業務で仕事をしている時間が適正に給与に反映されることを期待します。

会計年度任用職員の賃金面での待遇改善が進んだことも確認しました。人数が2人減ったけれども給与などは1,700円増えたということでした。しかし、会計年度任用職員なしに町の基幹業務は進みません。特に学校、保育園は会計年度職員に支えられています。正規化すべきと考えます。

3点目は、電算共同化です。令和3年1月より市町村共同利用システムに係る利用が、町単独で委託していた株式会社電算に他の4自治体とともに加入し、前期5年間で1億6,000万円を負担していた負担が、毎年1,000万円ほど軽くなりました。さらに、2町村が加わりスケールメリットも生じ、効果を上げています。

4点目、移住・定住政策では、空き家活用が増えました。地域おこし協力隊員の活躍が目覚ましく、今後に期待します。また福祉型テレワーク事業が大きく伸びました。冷涼な気候の当町への企業のテレワークも伸びています。効果を上げています。

5点目、地球温暖化、気候危機への対応です。これは待ったなしです。脱焼却の施策として消滅型生ごみ処理機導入が効果をあげました。減量効果は保育園で約2トン、クリーンセンターへの搬入費と処理費用が削減され、CO₂排出ストップ効果は1.5トン、令和4年だから蓼科地区の処理機も本格稼働しています。取り組みを評価し期待します。

6点目は、広域による食肉センターが併設され、町は増大した処理場までの運送費を支援しました。増加した搬送費を3年度は100%補填しました。広域連合と合わせて100%補填しました。広域連合は年々補助割合を減らす意向を示しています。蓼科牛のブランド確保の上からも、生産者を励ます町独自の支援継続を期待しています。

7点目、教育です。教育では、3年度はコロナ対応から中学で一人県費で、そして小学校一人の補助員を町費で配置されました。教員の多忙化が問題となっている折、コロナ対応での配置は学校現場から助かっているとの声をいただいています。

中学校では体育館に扇風機4台が設置されました。災害時には体育館が避難所になることもあり、今後クーラー設置なども検討されるよう希望します。

8点目は、防災対策です。避難所への無線LAN設置が実施されました。広域避難所の屋上などを活用した太陽光発電など、自前の発電装置にも取り込まれることを希望しておきます。

以上、私の気になった観点での評価を申し上げましたが、若干のさらに強化してほしい点を申し上げたいと思います。

1点目、町民の暮らし応援です。町民の暮らしは厳しさを増しています。町民からの相談に親身になって相談に乗っていただきたいこと、条例上に規定している各種保険税などの公共料金の減免制度を文字どおり生かしていただきたいことを期待します。

2点目、職員の問題です。職員は宝です。健康でやりがいを持って取り組んでいただけるよう、実際の仕事が賃金面でもきちんと評価されるよう期待します。

3つ目、条例と実際の仕事のずれが起きないように、目配りをお願いします。他の関係の認定も討論を省略し賛成といたします。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで賛成討論を終わります。

これから、日程第1 議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第45号 立科町温泉条例制定についてを採決します。

本案の採決は起立により行ないます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。着席してください。起立多数です。したがって、議案第45号 立科町温泉条例制定については、賛成多数で可決されました。

次に、日程第3 議案第46号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第47号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第49号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第50号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第

1号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第51号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第52号 令和3年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第53号 令和3年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 認定第1号 令和3年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12 認定第2号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13 認定第3号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は賛成多数で認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14 認定第4号 令和3年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第15 認定第5号 令和3年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16 認定第6号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第17 認定第7号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第18 認定第8号 令和3年度立科町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第19 認定第9号 令和3年度立科町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第20 同意第3号

議長（田中三江君） 次に、日程第20 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することとなっておりますので、今回同意をお願いするものあります。

このたび、教育委員である堀美智子氏が9月30日をもって任期満了となり、退任されることになりました。これに伴い、後任の教育委員に遠山貴美枝氏を新たに選任するものです。

遠山氏は、昭和31年生まれ、立科町茂田井にお住まいです。大学を卒業後、38年にわたり、小学校の教鞭をとられてきました。教育に対する優れた見識と人格が高潔で

あるとともに、教師としての長年の経験をお持ちであることから、当町の教育振興、児童生徒の育成に寄与いただけるものと考えており、立科教育の推進にも力を発揮していただけるものと確信しております。

よろしくご審議の上、同意賜りたくお願いを申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立により行います。本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

◎日程第21 同意第4号

議長（田中三江君） 次に、日程第21 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。

このたび、人権擁護委員の川合登巳雄氏が、令和4年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

川合氏は、昭和28年生まれで、牛鹿にお住まいで、文部科学省を退職後、平成29年より人権擁護委員を2期務めておられます。誠実、温厚にして識見が高く、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立により行います。本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第22 発委第5号

議長（田中三江君） 次に、日程第22 発委第5号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、2時45分から、第1委員会室において全員協議会を開催します。議員、理事者、説明員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。

再開は、議会運営委員会終了後となりますので承知願います。

（午後2時32分 休憩）

（午後3時07分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第54号～追加日程第3 議案第56号

議長（田中三江君） 追加日程第1 議案第54号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてから、追加日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第54号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和4年度立科町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,872万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億9,709万6,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

4 ページをお願いします。

歳入では、【15款】国庫支出金1項国庫負担金は2目衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を1,366万2,000円、2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を1,505万8,000円、それぞれ増額補正し、オミクロン株対応ワクチン接種事業の財源とするものであります。

5 ページからは歳出となります。

【3款】民生費2項児童福祉費5目臨時特別支援事業費の増額は、令和3年度実施の子育て世帯等臨時特別支援事業の確定による国庫精算還付金であります。

【4款】衛生費1項保健衛生費5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費のワクチン追加接種体制確保事業経費は、事業実施に係る会計年度任用職員2名分の人件費のほか、6ページの印刷製本費は、パンフレット等制作費で137万1,000円、委託料ではコールセンター業務の委託及び医師会への業務委託料を900万円計上したほか、追加接種事業実施に係る必要景品増額補正となります。また、ワクチン追加接種対策経費では、接種対象者へのワクチン接種委託料として6,000人分を見込み1,366万2,000円を計上しました。

【12款】 予備費 8 万 1,000 円の減額は、過年度分国庫精算還付金の財源に充てるものです。

7 ページ以降は給与費明細書となります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号及び議案第56号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

この2件の議案につきましては、本年度、女神湖周辺エリアにおいて地域一体となって取り組む観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業を、国による地域計画の採択及び補助金の交付決定を受けて、町が事業実施する廃屋の撤去に係る工事請負契約の締結をするに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要であることから提案するものであります。

初めに、議案第55号をお願いします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

1、契約の目的。令和4年度ホテルグランビュウ蓼科解体工事。

2、工事箇所は、立科町大字芦田八ヶ野976—1。

3、契約の金額は、3億2,780万円。

契約の相手方は、立科町、三矢工業株式会社。

本日提出、立科町長。

本件につきましては、去る9月8日に町内事業者2社を含む合計4社による指名競争入札を行った結果となります。

続いて、議案第56号をお願いします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

1、契約の目的。令和4年度つつじ荘解体工事解体工事。

2、工事箇所は、立科町大字芦田八ヶ野1045。

3、契約の金額は、5,467万円。

契約の相手方は、立科町、株式会社小宮山土木。

本日提出、立科町長。

本件につきましても、去る9月8日に町内事業者2社を含む合計4社による指名競争入札を行った結果となります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから、追加日程第1 議案第54号 令和4年度立科町一般会計補正

予算（第7号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 1点、質問をいたします。ここも指名競争入札だということでしたけれども、地元の企業は何社あったのでしょうか。そしてまた、町の規定する予算との乖離というか、どのくらいで、何%くらいで入札できたのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず、町内事業者ということで、先ほど申し上げました2社でござります。町内事業者につきましては2社が含まれております。

予算との乖離ということでございますけれども、落札率のことかと思いますが、こちらにつきましては本契約締結前でございますので、公表につきましては、議決後、公表を予定しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。ただいま町内企業2社ということだったんですが、指名競争入札なんですけれど、この規模、Aからランクづけされていると思うんですけど、この規模の業者は2社しかなかったということで町内が2社ということなんですか、それとも、応札がなかったということなんですか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

規模に応じまして2社ということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。いまと同様ですが、先ほどよりは規模が小さくなって5,400万円なんですけれども、これも町内業者2社っておっしゃったんですけれども、同規模、この工事ができる会社が2社しかないということで、それとも応札が2社しかなかったんでしょうか。その確認です。また、このランクは何ランクで、そこに該当する会社は何社あるか教えてください。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 先ほどと同様、希望に応じまして2社のみでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 発議第2号

議長（田中三江君） 次に、追加日程第4 発議第2号 故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） それでは、意見書について朗読いたします。

故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書。

7月22日の閣議で、政府は故安倍晋三元首相の国葬を9月27日に行うことを決めました。しかし、この決定に対しては、多くの国民から疑問と反対の声が上がっています。報道各社の世論調査でも、国葬を行うことに対し、反対、評価しないという声が多数です。

このような世論の理由として、1、個人の葬儀を国が行う根拠法が存在しないこと、2、特定の個人の葬儀費用を税金で執行することが、法の下での平等、思想や良心・信教・表現の自由、財政民主主義を定めた憲法に反すること、3、故安倍元首相の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、むしろ「モリ・カケ・サクラ疑惑」など行政の私物化や国会軽視、官僚統制の在り方などに厳しい批判があることなどの点が指摘されています。

また、連日報道される統一教会と政治との癒着の中心に、故安倍元首相が存在していたことは、故安倍元首相の評価をさらに厳しいものにしていきます。

また、国葬そのものが日本国憲法の諸原則と相いれないという指摘も各方面からなされています。

また、葬儀費用も終わったあと精査したいなど、全くの無責任な態度に終始しています。要人の警備や宿泊など、政府公表の10億円をはるかに超える巨額になる予測もあり、根拠のない国葬への破格の出費が予測されます。

7月12日に行われた故安倍元首相の家族葬の際には、全国で幾つかの教育委員会が半旗の掲揚を学校に求めたとの報道があります。このような事態の下では、国葬に当たり、行政や学校などを通じて市民に弔意が強要され、基本的人権が侵害されることを懸念せざるを得ません。

岸田首相は、「世界各国が様々な形で弔意を示し、我が国としても弔意を国全体として示すことが適切」などと述べていますが、葬儀の政治利用ともいうべき決定を国民が受け入れていないことは、さきの世論調査結果でも明らかです。むしろ、国会開催を求める野党要求に背をむけ、説明責任を果たそうとしない岸田首相の姿勢が厳しく問われます。

以上の理由により、故安倍元首相の国葬に反対し、政府に中止を求めて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、故安倍晋三元首相の「国葬」を中止すること。

提出者は、立科町議会議長。

提出先は、内閣総理大臣、岸田文雄様宛でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。2番、芝間教男君、説明はありますか。2番、芝間教男君、登壇の上、願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男。故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

7月22日の閣議で故安倍晋三元首相の国葬を9月27日に行うことを決めました。私は故安倍晋三元首相の国葬を中止を求める立場から、ご覧のとおり、意見書の提案を申し上げたところであります。

戦前に作られた国葬令は、1947年、日本国憲法発布とともに廃止され、戦後の日本は平和国家として生まれ変わり、国民主権、民主主義の日本において、私は国葬を実施することはそぐわないと思うわけであります。岸田首相の根拠として示す内閣府設置法は、さきの国会閉会中審査において、内閣設置法第4条の3は、通常の内閣業務に係る事務の範囲の法律であることが指摘されたところであります。岸田首相は、行政上の範囲であり、閣議決定でよいと押し通そうとしておりますが、自治主義の日本において、要件を定めた法律がない中で、日本国憲法の下、国葬というものは相いれないものであると多くの日本国民が思うのは当然のことであると思えます。

また、当初、2億5,000万円としていた費用も16億6,000万円と訂正されましたが、精算時には、もっと巨額の経費がかかるのではないかと懸念されております。

さらに、コロナ禍、円安、そして、多くの物資が高騰し、厳しい生活を強いられている経済情勢からも、全額国費負担となる国葬は中止すべきであります。

9月11日の信濃毎日新聞においても、岸田首相の国会で説明したあとでも、なお68%の方が反対としていることを報じております。立科町民の中でも、私たちの税金を使って1個人の葬儀を出すことは理解できない、そのお金は経済の活性化や国民の福祉に使うべきである、国葬はおかしいという声をいただいております。そのような町民の声がある限り、町民の代表である私たちが国に対し声を挙げていくのは、私たちの義務であると考えており、地方自治法の普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公共に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができるという規定に基づき、本意見書を提案するものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、立科町議会の良識をお示しいただけることを期待して、提案理由の説明といたします。

議長（田中三江君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） それでは質疑をいたします。

そもそも意見書の提出というのは、住民世論の動向を鑑みて議会の意見を決定し、提出するものであります。大所高所から住民の立場に立って、どう客観的に見て、我が町の社会、公共の利益に関する事項であるか検討して処理すべきものとするか、その点はいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） その問いにつきましてお答えいたします。

地方自治法99条の内容をご覧いただきたいと思いますが、当該地方公共団体の公益に関する事業ということに私は関連があると判断をいたしました。

国費を使って国葬をすること自体に私は疑問を感じているところでありますので、この意見書を提出したところであります。

以上であります。

議長（田中三江君） ほかに質疑は。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） そういう意見もありますが、この意見書のとおり、国内は意見が分かれてはおりますが、若年世代は賛成、高齢世代は反対というような報道もあるわけですが、私は、大きな功績の1つとして、故安倍晋三氏は自由で開かれたインド太平洋戦略を提唱し、世界から称賛されました。また、憲政史上、最長の8年8か月の重責を担った故安倍晋三氏として認識をしております。故安倍晋三氏の人格、功績を否定しているのか、ただお金がかかるから反対なのか、そこら辺はどうなんでしょう。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。お答えいたします。

そもそも日本国憲法の下で私は国葬はあり得ないと思っております。国民一人一人が主権であり、誰か代表1人ということが国葬という形で行われることは、既に国葬令を廃止した時点で、日本国憲法の下、そういうことはあり得ないというふうになっております。いろいろな実績が過去にも総理大臣でありました。そういう方々の中では、内閣自民党葬というような形をとってきております。何も国葬というところについては、吉田首相、2例目でありますけれども、そもそもその考え方が私はおかしいと基本的に思っておりますので、どなた、どんなに功績があろうとも、国民は主権でありますので、そういう国葬という形をとること自体が、私は反対ということであります。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。10番、滝沢寿美雄君。3回目ですので、お願いいたします。

10番（滝沢寿美雄君） いろんな意見があるわけですけど、私が思うには、この意見書は、どう見てもある党の押し入れ、思い入れのように思われるんですが、果たしてこの意見書を立科町議会の総意として出せるとお思いでしょうか。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 政党とか、そういうところの問題ではございません。私の意見であります。

基本的に考えるところで、国民の中で多くの方々がこれほどの反対があるということの現実の中で、議会の中でも意見書を出し、議会の皆さんに問うていくべきだというふうに私は思うわけであります。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑ございますか。8番、榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 8番、榎本です。提出者に質問します。

私たち立科町議会は、それぞれの町民の付託を受けて、今、ここにあります。それぞれがそれぞれの意見があるかと思うんですが、私ども議会の中で提出をするということは、全町民が国葬に反対をしているという結果につながるわけです。それを望んでの提出でしょうか。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私は、民主主義の中で論議をされ、賛成があり、反対があるというのは民主主義の世の中です。ですから、必ずしも、どこの世界でもこれが全町民の意見というふうにはなっていないことはどなたも承知であるというふうに思うわけです。民主主義の世の中の中で、議会に論じて多数決により1つの結論として出していくのは当然のことであり、全町民の皆さんが、それを押しているというふうに誰が思うでしょうか。

そのような中で、議会の中として議論をした中で提出していくべきが、私は適当というふうに思うわけであります。

議長（田中三江君） 8番、榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） ただいまの質問の答弁には、私はちょっと異議があります。また、さらに提出された意見書の中に、下から8行目のところに、国葬に当たり、行政や学校などを通じて市民に弔意が強要されというふうに書いてあり、これが基本的人権の侵害というふうに書かれておりますが、基本、私どもは立科町ですので、町に対しての弔意が強要されているわけでもありません。また、現実、こういう国葬に当たり、その弔意を強要は国はしておりません。この点を答弁願います。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） この国葬をやる前に、家族葬というものをやったときに半旗を掲げるようなところが幾つかありました。そして、それに関する通知を国の指示ではなく、それぞれの自治体で独自に判断をして行っていたところもございませぬ。そのような恐れについて、私は今回申し上げているのであって、実際にそういうことがあるかないかは不明確でありますけれども、私は、この恐れがある限り、意見書の中に盛り込んだということでありませぬ。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございませぬか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めませぬ。これで質疑を終りませぬ。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許ませぬ。反対討論はありませぬか。5番、森澤文王君。登壇の上、願ひませぬ。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王です。故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

告訴に反対の論理があり、賛成の論理がある中で、国葬に反対の気持ちも分かるし、賛成の気持ちも分かる。国葬に反対の気分も分かるし、賛成の気分も分かります。この件に関して、個人のご意見は様々でよろしいかと思えます。そういう事案について、立科町議会という名前を使って、あたかも町民の代表として意見を取りまとめたような雰囲気では意見書を提出しようとする、そういうことは、私、町民の皆様から1つの議席を預かっている議員としまして、受け入れることはできません。議員の皆様もそこを踏まえてお考えになるのがよろしいかと思えます。

以上、故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書に反対の討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 発議第2号 故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書に賛成討論を行います。

意見書の中でも述べられているとおり、今回の国葬決定は国会での関与もなく、内閣の一存で決められた極めて恣意的な、政権党による国威発揚的な色彩の強いものであります。

安倍元首相の旧統一教会との3代にわたる深いかかわりが明らかとなり、また、常軌を逸した集金課都度による信者の家庭崩壊、第2世代に及ぼされた深い被害が明らかになるにつれ、反対の世論は高まり、全国民の過半数、最近では68%、7割が国葬反対を表明しています。

安倍元首相の功績には影の部分が多く指摘されています。森友、加計学園、桜を見る会、マスク配布による無駄づかいなどに見る国政の私物化、職員を自死に追い込んだ公文書開山など、まだ解明されていない問題も多く、評価は大きく分かれています。

内閣法制局長官のすげ替えて、集団的自衛権を自衛権のうちと強弁し、自衛隊の海外派兵に道を開いた安保法の改訂、自分の息のかかった検察庁長官を据え置こうとしたことも忘れません。それまで独立していた官僚の人事局を内閣に置き、人事ににらみをきかせる組織改定など、日本の平和と議会制民主主義の崩壊につながる強権的な手法は、多方面から指摘されているところです。

そして、旧統一教会の犯罪的ともいえるカルト的な活動に金看板を与え、広告塔となって被害を拡大する効果を与えていたことが明らかとなりました。

仮の在任中に非正規雇用は広がり、格差と貧困は拡大し、経済は停滞し、社会は一

層不安定になったことは各種指標が示しています。在任期間が長い、外交で手腕を示したなど理由で国葬を行えば、こうした影の部分の覆い隠し、免罪することとなります。

野党によるたび重なる国会開催の要求を無視し、内閣独断で強行する手法は、もはや独裁政治の感さえあります。

費用も最初は2.5億円、最近では16億6,000万円と巨額に膨らみ、また、執り行う会社が桜を見る会などを担当した会社1社だけが入札したなどブラックボックス化しており、恣意的な財政出動も疑われます。

国葬令は、戦前の国威発揚、戦争遂行、天皇中心国家を支えるための手段として利用され、したがって、現憲法下ではその効力を失い、廃止されたものであります。

特定の個人を国会の承認なしに執り行う国葬については、国民主権を基礎に置く現憲法下では許されないと考えます。

町民からは、そんなお金があれば、コロナで苦勞している医療や介護の現場に使うべきだ、生活困窮者の支援に使うべきだとの声ばかりです。国葬反対の署名は40万人をはるかに超えて現段階でも広がり続けています。

立科町が特に何もしない58町村の1つであることが報じられましたが、見識ある態度として誇りに思うものであります。

町議会が国の決定について意見を言うのは抑制的であるべきとの意見がありますが、それは違います。国民主権の立場から言えば、立科町民を代表して、私たちに託されています。

既に国民の過半数、県民の7割が反対している安倍国葬について、何をためらうことがあるのでしょうか。このことに確信を持って、法的根拠もなく、国会にもかけず、国民世論にも背を向け、巨額の財政出動が予定されている国政には自信をもって反対すべきです。

これまでも国に対して様々な意見書を上げてきました。新安全保障法、戦争法が議論されているとき、オスプレイの佐久地域上空訓練の折、そして、最近では、ロシアによるウクライナ侵略に抗議するなどの国際的な問題でも、立科町議会は声を挙げてきました。

国葬問題は決して国だけの問題ではありません。地方自治体に対して様々な影響があります。半期掲揚、国葬への出席、そして、何よりも税金の使い方の問題は決して無関係ではありません。また、法治国家、民主主義の問題でもあります。

最近では、この国葬反対の問題について、東京都小金井市、神奈川県葉山町、長野県では南箕輪村、小諸市でも委員会では採択をされています。こうした動向もお伝えしておきます。

国への意見書は、立科町の住民の声を国政に反映するための大事な権限であり、地方自治を体現するものとして極めて有効であることを確信して、各議員のご賛同を期

待して賛成討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書について採決をします。この採決は起立により行います。本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。起立少数です。したがって、発議第2号 故安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書については、賛成少数で提出しないことに決定しました。これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和4年第3回立科町議会定例会を閉会します。

理事者、関代表監査委員、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。なお、このあと4時から第1委員会室において全員協議会を参集しますので。

（午後3時49分 閉会）